

航空自衛隊第1補給処におけるオフィス家具等の調達に係る談合事案に関する調査報告書 調査結果の概要(1/3)

平成22年3月5日、防衛大臣政務官を長とする「航空自衛隊第1補給処オフィス家具等の事務用品談合事案調査・検討委員会」(以下「調査・検討委員会」という。)を設置し、これまでに計7回の調査・検討委員会を開催してきた。

本日、第8回調査・検討委員会において、航空自衛隊第1補給処におけるオフィス家具等の調達に係る談合事案に関する調査報告書を下記のとおり取りまとめた。

公正取引委員会から改善措置要求を受けた第1補給処における オフィス家具等の調達について

1 入札談合等関与行為について

- ・ 第1補給処では、平成16年度以前は、年度末に集中する「計画外予算」を使い切るため、年度末に集中的に随意契約の公表基準額以下の額に分割し、随意契約により契約
- ・ 平成17年度の随意契約の公表基準額の引き下げなどに伴い、「計画外予算」による随意契約を一般競争へ移行
- ・ 「計画外予算」の一般競争への移行に際し、補給本部(副本部長)が第1補給処(資材計画部長等)に対し、組織的にOB在籍会社及び「しがらみ会社」^{※1}が急激なダメージを受けないよう配慮する旨を指導
- ・ 平成17年5月から6月頃にかけて、第1補給処では、資材計画課長が、会社別の調達要求目標額を設定した一覧表(いわゆる「AB表」)を作成し、各担当班長にAB表を目標として調達要求を行うことを指示
- ・ 平成17年7月、需品班長が、資材計画課長の下承を得て、オフィス家具等の調達についてAB表の調達要求目標額を達成するため、以下の仕組みにより調達要求を実施することをオフィス家具等メーカーに説明。これにより、官製談合の仕組みが成立
 - ① 業者に対して、「同等品調べ」^{※2}を依頼
 - ② 業者は、自社のものが最も安価となるよう他社の同等品を含む並びリストを作成し、「同等品調べ」の結果として提出
 - ③ 提出された「同等品調べ」の結果により調達要求を実施
- ・ 需品班担当者は、上記の手法により、業者に「同等品調べ」を依頼、調達要求を実施(平成18年度からは、基地器材班においても、オフィス家具等の調達について、班長の指示の下、担当者が上記の手法により調達要求を実施)
- ・ 平成17年11月、第1補給処長がAB表に基づき調達要求することを了承し、組織として実行することを決定(副処長、資材計画部長もAB表に基づく調達要求を了承)
- ・ 平成18年度には、資材計画課長が、第1補給処長からより計画的な「計画外予算」の執行を指示され、AB表を品目別に精緻化。これにより、さらに高い精度で調達要求目標額を達成。上記の手法による調達要求が平成20年度まで継続

※1 しがらみ会社: 短期間での納入を含む無理な予算執行を支える使い勝手の良い会社

※2 同等品調べ: 仕様書に記載する各社の同等品の型番を調査した並びリストを作成すること

航空自衛隊第1補給処におけるオフィス家具等の調達に係る談合事案に関する調査報告書
調査結果の概要(2/3)

2 情報漏えい・口裏合わせ等について

- ・平成21年2月、第1補給処需品班長が、資材計画課長の下承を得て、オフィス家具等メーカー6社及び契約代理店5社の11社に対し、オフィス家具等の入札に関して防衛監察本部の防衛監察を受けていることを伝達
- ・さらに、需品班長は、一部の関係会社に対して、「同等品調べ」を需品班自らが実施していたこととするよう、口裏合わせを依頼
- ・また、平成21年5月頃、東京支処の需品図書契約班長が、公正取引委員会への通報を決定した旨が記載された文書を、関係者以外の職員1名に配布。ただし、この行為が情報漏えいと関連しているかについては確認できなかった。

公正取引委員会から入札談合等関与行為の防止について要請を受けた事項

1 オフィス家具等以外の物品について入札談合等関与行為防止法上の問題を生じさせるおそれについて

- ・平成17年度以降、第1補給処では、オフィス家具等以外についても、コピー機、OA機器、トナー等、物品全般について、AB表に基づいて調達要求を管理
- ・上記の入札状況について調査したところ、次のような不自然な状況を確認
 - ① コピー機関係の入札では、特定の5社のシェアが20%前後
 - ② OA機器のうち、プリンタ関係の入札では、品目別に落札者が固定
 - ③ OA機器のうち、パソコン関係の入札では、同一年度内にA社→B社→C社の順番で落札 等
- ・コピー機の調達において、事務機器教材係長が、製品区分ごとに納入予定会社を記載した配分予定表を入札の前日に特定の1社に対して送付していた事実を1度確認（継続的には実施されず）
- ・上記オフィス家具等以外の物品について、オフィス家具等のような入札談合等関与行為の仕組みは確認できなかった。

2 防衛省職員に対する独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法の周知不足

- ・第1補給処においては、契約及び原価計算業務に従事する隊員に対しては、談合防止関係の教育を平成18年度から実施していたが、本件事案に最も関与していた調達要求業務に従事する資材計画部の隊員に対する談合防止教育については平成20年度になって初めて実施
- ・その他、省内各機関において、平成20年度以前に調達関係の職員に対する談合防止関係の教育を実施していた機関は、20機関中17機関
- ・なお、平成21年度以降は、「平成20年度定期防衛監察結果に基づく改善措置等に対する大臣指示」の発出により、省内の全ての調達関係職員に対して談合防止関係の教育を実施

航空自衛隊第1補給処におけるオフィス家具等の調達に係る談合事案に関する調査報告書
調査結果の概要(3/3)

本件調査に付随して判明した事項

1 第1補給処以外の省内各機関でのオフィス家具等の調達について

- ・ 会社別の調達要求目標額の一覧表を作成していた機関はなかった。
- ・ 会社別のシェアの固定化は確認されなかった。

2 予算科目上の問題について

- ・ 第1補給処でのオフィス家具等の調達に係る予算について、予算科目の観点から法令に準拠しているとは認められない執行があった。

3 補給本部等における調達等関係職員の補職管理について

- ・ 調達等関係職員については、事務次官通達において、補職権者等は当該職員を補職してから3年を超える日までに補職替え又は配置替えを行うこと等とされているが、補給本部は、本通達の適用範囲を限定した試行通達を発出していた。
- ・ また、空幕補任課は、試行通達の発出について報告を受けていたにもかかわらず、補給本部に対する適切な指導を実施していなかった。
(同一職務に3年以上在籍する職員を96名確認)

航空自衛隊第1補給処におけるオフィス家具等の調達に係る談合事案に関する調査報告書
改善措置等の概要(1/2)

これまでに講じた措置

平成20年度定期防衛監察結果に基づく改善措置等に関する大臣指示(21.12.21)

- ・ 入札談合防止に対する意識を高めるとともに、入札談合関連法令等を理解させるための強化を図ること
- ・ 一般競争入札の拡大、仕様書及び入札の公告期間等の見直し、入札情報の充実等により、新規参入者を拡充し、競争性の更なる確保を図ること
- ・ 各調達機関自らが入札過程の監視及び入札結果の検証態勢の強化を図ること

関係会社に対する指名停止の措置(22.3.30)

- ・ 航空自衛隊が発注したオフィス家具等の調達に関し、公正取引委員会が独占禁止法第3条違反を認定した6社について、5社12カ月、1社6カ月の指名停止の措置をとった。

背景・原因

OB在籍会社
・しがらみ会社への配慮

官側の意向により、
上記会社の
調達要求目標額を達成

第1補給処が希望する
企業に落札させるための
仕様書を作成

組織的に関与

第1補給処での
「計画外予算」の執行

調達等関係職員の
業務負担の増大

多額の予算執行残

一部、予算科目の観点
から法令に準拠している
とは認められない執行

改善措置等

談合関連企業及び第1補給処との契約企業への再就職の自粛

- ・ 今後10年間、今回の談合関連企業への再就職の自粛
- ・ 離職前5年間に、第1補給処の調達・契約業務に関与していた補給本部及び第1補給処の課長相当職以上への補職経験者は、離職後10年間、離職前5年間に第1補給処と契約関係のあった企業への再就職の自粛 等

調達組織における再就職支援のための援護業務の廃止

- ・ 航空自衛隊補給本部の防衛援護室は速やかに廃止し、航空幕僚監部の援護組織に統合 等

航空自衛隊の補給・整備組織の見直し

- ・ 以下の視点により、航空自衛隊の補給・整備組織、特に第1補給処の在り方について抜本的な見直しを実施し、平成24年度以降の概算要求に反映する
 - ・ 事務用品のアウトソーシング化
 - ・ 装備品の補給・整備の在り方 等

オフィス家具等の事務用品の調達のアウトソーシング化

- ・ アウトソーシング化により、客観的な同等品調べを可能とするとともに、調達手続きの省略化を推進

仕様書の作成要領の見直し

- ・ 必要以上に細部にわたる仕様については、記載しないこと
- ・ 銘柄指定の仕様書にはその理由書を必ず添付することを規定 等

契約実績等を適切に反映した概算要求

- ・ 「計画外執行」に充てられた執行残額に関し、契約実績(単価や工数)を適切に反映するなどの積算方法の見直しにより、平成23年度概算要求は平成22年度予算より▲50.4億円の減額

予算執行のチェック機能の強化

- ・ 第1補給処が他補給処の執行残による契約を行う際には、内部部局により、会計上の手続きの確認(示達)を実施

航空自衛隊第1補給処におけるオフィス家具等の調達に係る談合事案に関する調査報告書
改善措置等の概要(2/2)

背景・原因

入札談合等関与行為防止法令等の意識の欠如

監督者又は上司から部下に対して、実行すれば法令等に抵触する可能性のある指示

法令等の遵守よりも上司の指示が優先される体制

談合防止関係の教育は調達要求業務に従事する隊員に対しては未実施

防衛監察が行われるまでの長期間、不自然な入札状況を発見できず

改善措置等

調達等関係職員に対する教育の徹底

- ① 1佐職以上に対する巡回教育(平成23年度予算要求中)
 - ・ 1佐職以上の調達組織の幹部職員を対象に、入札談合関連法令等に係る遵守意識や知識の必要性を強く認識させるため、内部部局の幹部が全国の調達組織を巡回し集合教育を実施
- ② 2佐職以下に対する着任者教育・定期的な教育
 - ・ 新着任時教育、定期的な各種会議等の機会を捉えて、入札談合関連法令等に係る遵守や知識の習得についての教育を実施。平成23年度以降は、年1回以上、全ての調達等関係職員を対象とした教育を実施 等

談合情報対応マニュアルの改正・徹底

- ・ 官製談合防止の観点から談合情報対応マニュアルの改正及び周知徹底 等

調達等関係職員の補職管理の徹底

- ・ 調達等関係職員の補職替え等に関する事務次官通達の周知徹底のための通知を发出 等

公益通報制度の周知・徹底

- ・ 各機関等窓口に加え、外部弁護士による公益通報窓口(ヘルプライン)へ通報可能なこと 等 周知・徹底

会計監査・業務監査等の充実

- ・ 調達要求段階から各調達機関自らが入札過程の監視及び入札結果の検証を実施
- ・ 入札談合防止につながるチェックシートの作成を規則化し、会計監査・業務監査等において活用する。
- ・ 各機関での教育や自己点検の状況等についても監査を実施する。等

防衛調達審議会の充実

- ・ 個別契約に対するサンプリング調査について、範囲を競争契約にも拡大することにより、調査対象を年間約2,000件に倍増
- ・ 統計的な分析として実施する入札状況調査について、対象となる基準金額を500万円以上とすることにより、調査対象を年間10,000件に倍増

調達情報の一元化による入札状況等の確認強化等

- ・ 入札状況等の調達情報を電子化し、調達情報の一元化のためのシステムを平成23年度から運用
- ・ 契約情報分析官(仮称)を新設(平成23年度予算要求中)

電子入札の推進

- ・ 本年度に防衛省全体の電子入札システムを含む調達・業務システムの整備のあり方の具体的検討を行いシステムの整備計画を策定する。

損害賠償請求に関する厳正な対処

- ・ 本報告書の事実関係の調査結果を踏まえて、引き続き損害賠償に係る調査を行い、その結果に基づき厳正に対処する。